守山市屋外広告物 地域区分図

1: 2 5 0 0



1:2,500

59-2(22)	50-1(23)	50-2
59-4(24)	50-3(25)	50-4
69-2	60-1	60-2

J	₹.	例
		第1種地域
		第2種地域
		第3種地域
		第4種地域
		第5種地域

m 4 0 0 5 0 0

ただし、上記内容に関わらず、古墳、墓地および都市公園法第2条第1項に規定 する都市公園は第2種地域に該当する。